

横浜市都岡小コミュニティハウス 団体利用申込書

【申込日】 令和 年 月 日		(電話 ・ 来館)	
団体名			
申込者		電話番号	
利用日	令和 年 月 日 ()		
時間帯 (「○」で囲んでください)	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:45)	夜間 (17:00~20:45)
部屋名 (「○」で囲んでください)	大会議室	小会議室	多目的スペース (利用制限があります)
利用目的			
利用物品		駐車場(1台のみ)	あり ・ なし
利用人数	大人 : 人	中学生以下 : 人	合計 : 人
※ 裏面の「利用許可申請にあたって」をご確認いただき、チェック☑をお願いいたします ☐ 確認いたしました			

※ 利用申込書は、個人情報の観点から目的以外には使用しません。

取扱者

< 切り取り線 >

横浜市都岡小コミュニティハウス 団体利用許可書

団体名		駐車場(1台のみ)	あり ・ なし
利用日	令和 年 月 日 ()		
時間帯 (「○」で囲んでください)	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:45)	夜間 (17:00~20:45)
部屋名 (「○」で囲んでください)	大会議室	小会議室	多目的スペース (利用制限があります)

- 1 本許可書は、利用当日受付にご提示ください。
- 2 利用の変更・キャンセルは、早めにご連絡ください。
- 3 利用後は、次に利用される方のために清掃・整理整頓を丁寧に行ってください。
- 4 設備・備品等を利用した場合は、利用後に必ずスタッフの点検を受けてから返却ください。
- 5 設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに受付に必ずお知らせください。
状況により、弁済いただく場合がございます。
- 6 利用申込書は、個人情報の観点から目的以外には使用しません。

取扱者

横浜市都岡小コミュニティハウス 館長
 〒241-0805 横浜市旭区都岡町4-8
 ☎ 045-951-3200

横浜市都岡小コミュニティハウスの利用許可申請にあたって

次に該当する場合は、利用の不許可又は許可の取消しを行うことがあります。

1 営利のみを目的として利用するとき

(1) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。

2 利用の目的がコミュニティハウスの設置目的に反するとき

(1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。

3 コミュニティハウスの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき

(1) 指定暴力団等その他団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。

(2) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき。

(3) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。

4 コミュニティハウスの管理上支障があるとき

(1) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。

(2) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。

(4) 定員を超える利用のとき。

5 その他、指定管理者が必要と認めたとき

(1) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

(※不許可・許可取消の詳細については、都岡小コミュニティハウスの利用要綱をご確認ください。)

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところでありますので、都岡小コミュニティハウスの利用にあたりまして、ご理解とご協力をお願いします。

横浜市都岡小コミュニティハウスの利用許可申請にあたって

次に該当する場合は、利用の不許可又は許可の取消しを行うことがあります。

1 営利のみを目的として利用するとき

(1) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。

2 利用の目的がコミュニティハウスの設置目的に反するとき

(1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。

3 コミュニティハウスの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき

(1) 指定暴力団等その他団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。

(2) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき。

(3) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。

4 コミュニティハウスの管理上支障があるとき

(1) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。

(2) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。

(4) 定員を超える利用のとき。

5 その他、指定管理者が必要と認めたとき

(1) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

(※不許可・許可取消の詳細については、都岡小コミュニティハウスの利用要綱をご確認ください。)

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところでありますので、都岡小コミュニティハウスの利用にあたりまして、ご理解とご協力をお願いします。